

極 秘  
秘

12

第 6 次日韓全面会談における  
一般請求権小委員会第 1 / 1 回  
会合

3 7 . 3 . 6  
北東アジア課

第  
11  
回

1. 一般請求権小委員会第 1 / 1 回会合は、本 6  
日午後 3 時から約 1 時間、外務省 7 0 7 号室  
において、次のとおり双方委員出席のもとに  
開催された。

日本側出席者

主査代理	大蔵省理財局	吉 岡 次 長
副 主 査	外務省アジア局	卜 部 参事官
補 佐	大蔵省理財局外債課	桜 井 課 長
"	"	金 子 事務官
"	"	杉 田 "
"	"	岩 瀬 "
"	外務省条約局法規課	小木曾 課 長
"	"	小和田 事務官
"	外務省アジア局北東アジア課	
		柳 谷 事務官
"	" " "	渡 辺 事務官

補佐 外務省アジア局北東アジア課  
久一 事務官

オブザーバー  
大蔵省主計局法規課 笹田 事務官

韓国側出席者

主査 弁護士	金 潤 根
委員 韓国銀行参事	李 相 徳
" 弁護士	鄭 泰 燮
" 経済企画院秘書官	洪 允 燮
" 駐日代表部二等書記官	金 正 泰
" 外務部政務局亜州課員	呉 彩 基

## 2. 議事要旨

- (1) 最初に吉岡主査代理より、本日は、請求権問題処理に関する原則問題である①南北鮮の問題、②「米国解釈」のレルヴァントの問題、③請求金額の米ドル換算の問題の3点について、日本側見解を述べたい、要綱6は新提案なので、現在検討中であり、次回に見解を述べる旨述べ、別添第1項（3.8 韓国側に送付）の南北鮮の問題に関する見解を読み上げ、更に、協定の条文上の表現は別に考えるとしても、実質的に請求権は南鮮地域に限られるべきものだと考える旨述べた。これに対し、金主査より、平和条約第4条の解釈も必ずしも日本側解釈のようにならず、大韓民国の主権は朝鮮半島全部に及ぶものであるというのが、韓国側の主張であるが、文章を頂いた上で、改めて詳しく述べたいと述べた。
- (2) 吉岡主査代理より、「米国解釈」のレル

ヴァント問題に関し、別添第2項の見解を読み上げ、更に、在韓財産を放棄したことは請求権取極において如何に適用されたかは国会その他で非常な関心が払われている次第であると述べた。これに対し、金主査より、韓国側の見解は従来と変りない、賠償的なものは、今まで討議の対象となつたもの以外にたくさんあるが、「米国解釈」を考慮に入れておとしたのは事実である旨述べた。そこで吉岡主査代理より、「米国解釈」と新提案要綱との関係は如何と質したところ、金主査より、要綱は実質的には新提案ではなく、説明的なものである。たとえば、終戦前から東京に住んでいた韓国人が三井銀行に預金した金に請求権がないとはいえず、日本側でもこの点まで主張しているとは考えられないと述べ、「米国解釈」は賠償的なものは除くということであり、韓国側はすでにこれを除いている。

他方、帰属財産は、米国が戦争のあと始末として、在韓日本財産を所属変更したものであり、韓国側はただそれを譲り受けたものである。そのため性質からいつて、個人の個人または国家に対する請求権が相殺されるということは考えられない旨述べたので、ト部副主査より、韓国側の主張は分らないことはないが、日本側からいつても、ハーグ陸戦法規の国際法上認められ、当然残っているべき、私有財産が没収されており、この点国会等で十分説明できない旨述べた。また、吉岡主査代理より、米韓譲渡協定により、韓国側に譲渡された財産目録に関して、日本側としては引揚者の報告により作成したものがあるにはあるが、必ずしも正確を期し得ないので、韓国側より、同目録を提示するよう求めた。これに対し、韓国側は、韓米譲渡協定には付属書として、目録はついてない、これは当時、中央集権的

になつておらず、各地区軍政庁より直接当該管財局に譲渡され、また払下げも各地区管財局長の権限の下で行なわれたからであり、目録が中央にあるか不明であると述べた。これに対し、吉岡主査代理より、最小限帰属財産に係る国有財産台帳はあるはずであるので、なおあれば調べてもらいたいと述べたところ、李副主査より、会談がまとまる段階に来たら自分の方で作る旨述べたので、吉岡主査代理より、まとめるために必要であると応しゆうした。

(3) 吉岡主査代理より、請求金額の米ドル換算に関する別添の第3項の見解を読み上げた。これに対し、金主査は、この点に対する韓国側見解も前回述べたとおりであると述べた。

(4) 金主査より、本日要綱7、8項の韓国側主張を説明することになっているが、その前に軍令33号についての日本側の見解に対し、簡単な見解を述べたいとし、次のとおり述べた。

「登録有価証券、在日韓国法人財産は軍令33号で帰属したから請求するのではなく、本店、支店の関係から支店は本店と別人格ではないという法理によるものである。仮に、軍令33号によつても、たとえば、朝鮮銀行の日本人株式が朝鮮に帰属したと、すなわち、株主権が本店所在地に帰属した効果が可分的になるとは理論上、明文上出て来ないことは明らかである。もう一

歩進んで、仮に可分的であるにしても、登録国債の権利の所在としての名義が東京支店名義であつても人格は一つであり、権利者である本店のものとなる、これは登録債にも限らない原則である」これに対し吉岡主査代理より、日本側の見解を繰返す必要はないと思ふ旨述べた。

- (5) ついで、金主査より、「恩給、軍人軍属の死亡者に対する請求に関し、今までの日本側主張によると恩給は国籍を保有していた時期を限度として考慮されるべきであるということであるが、韓国側としては、すでに終戦前にある権利が発生したということであり、明文上では、国籍がなくなれば、その権利が消滅することになつているが、それは個人個人がその既得権を自ら放棄して、国籍を離れる場合であつて、今、問題になつているのはこれと自ら異なるのみならず、基金も全部収めている、また、軍人軍属の死亡した場合も、



この考え方により、死亡と同時に発生している権利の行使を要求しているのであると述べた。これに対し、吉岡主査代理より、日本側主張は従来と同じであるので重ねて述べる必要はないと思う旨述べた。

- (6) さらに金主査より、専門委員会から正式に報告をまだ受けていないがと前置し、徴用労務者で20万人の行方不明があるとのことであるが、これを仮りに是認すると徴用労務者3人のうち1人が行方不明ということになり、当時の警察力および所管官庁、事業所の監督力からみて、とうてい考えられない旨述べた。これに対し吉岡主査代理より、徴用労務者の行方不明の数は作為した数ではなく、むしろ所在不明者の多いことを不名誉と考える内務部警保局の数であると説明した。
- (7) 最後に、金主査より、韓国側としては、要綱7.8項が残っているが、近いうちに政治会談が始まるので、その成り行きをみて討議したいと述べ、吉岡主査代理より日本側では要綱6が残っている旨述べた。
- (8) 次回の日取りについては、はつきり日を定めず、今後の状況に応じ、あらためて相

談の上決定することになった。

- (9) 新聞発表については、本日の会議では、「米国解釈」のレルヴェント・クローズの適用について意見を交換したこと、専門委員会の討議の結果については正式報告を受けた後に討議する旨発表することを申し合わせた。